

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の背景

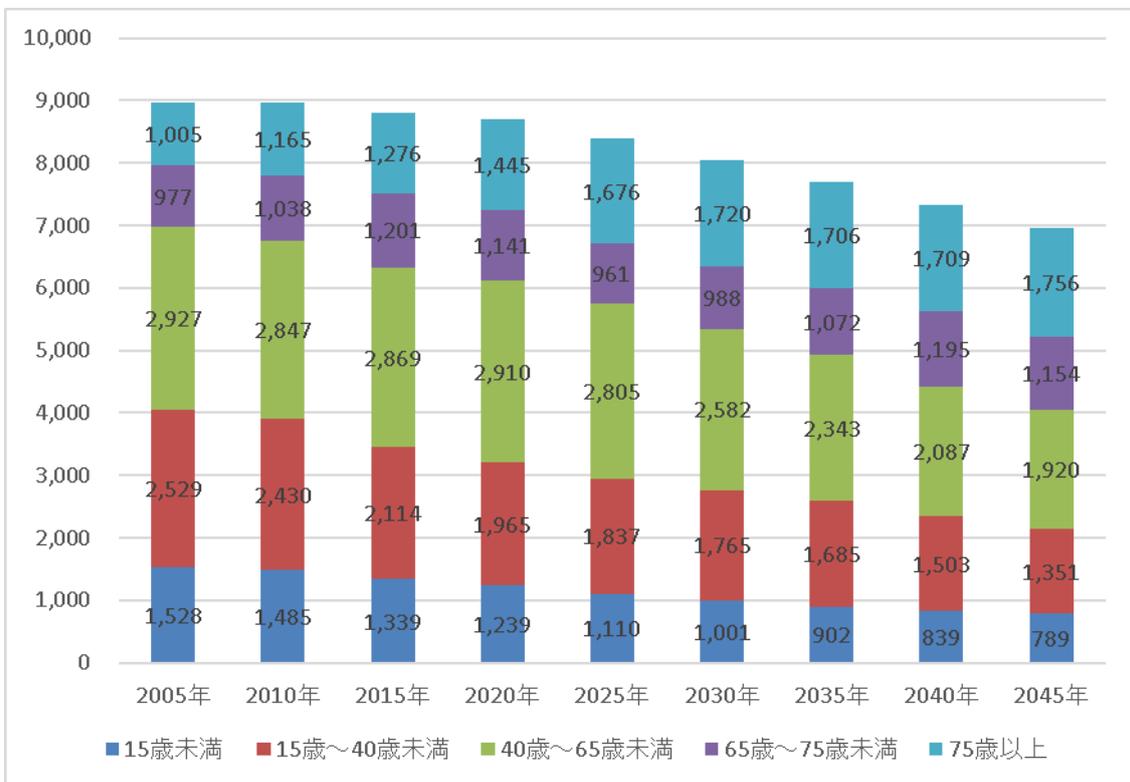
1. 令和7(2025)年とさらにその先の将来を見据えて

《高齢化及び単身世帯化の進展》

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（平成29年推計）によれば、日本の高齢化率は令和7（2025）年に30.0%、令和22（2040）年には35.3%に達すると見込まれています。高齢化率はその後もさらに上昇を続け、令和47（2065）年には38.4%、国民の約2.6人に1人が65歳以上となる社会が到来すると推計されています（いずれも、出生中位推計）。

宮田村において2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）によれば、15～64歳の生産年齢人口の構成割合が減少する中、高齢化率は令和7（2025）年に31.4%、令和22（2040）年には39.6%になると見込まれ、宮田村の人口の3分の1以上を高齢者が占める見通しとなっています。また、宮田村の65歳以上人口に占める単身者の割合は、国勢調査（2015年）によれば、平成27（2015）年に33.4%で、約3人に1人が一人暮らしで、今後もさらに単身化が進んでいくものと推計されています。

【年齢区分別将来推計人口割合の推移】



(出典)

- ・2000年～2015年まで：総務省「国勢調査」
- ・2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

《地域包括ケアシステムの推進》

このような状況を踏まえ、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年と、さらにはその先の令和22（2040）年を見据えた取組を進めていくことが必要となります。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域づくりに向けて、個人の尊厳の保持と自立生活の支援が重要になります。そのためには、「医療」「介護」「住まい」「介護予防・生活支援」等が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる推進と介護保険制度の持続的な運営により、地域の実情に応じた高齢者福祉施策の推進や介護保険サービスをより一層充実させていくことが求められています。

《日常生活圏域について》

日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定めることとされています。

宮田村では、中学校区にあわせて日常生活圏域を1つと設定しています。

《災害や感染症対策に係る体制整備》

地域包括ケアシステムの推進にあたっては、近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、防災や感染症対策についての周知啓発や、災害・感染症発生時の支援・応援体制を構築するなど、日頃から体制を整えておくことが重要です。災害や感染症に対する取組等は、「宮田村地域防災計画」や「宮田村新型インフルエンザ等対策行動計画」との整合を図り進めていきます。

2. 介護保険制度改正の経緯

《これまでの介護保険法等の改正》

介護保険制度は平成12（2000）年にスタートしました。平成27（2015）年に団塊の世代が高齢者となることを見据えて平成18（2006）年に介護保険法の改正が行われ、介護予防重視型のシステム確立に向けて動き出しました。

平成24（2012）年には、高齢者が住み慣れた地域で様々な支援を受けながら安心して暮らし続けるための「地域包括ケアシステム」推進の取組がスタート

し、平成26（2014）年の法改正では、地域包括ケアシステムの構築に向け、全国一律の予防給付を市区町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化がすすめられました。平成29（2017）年には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、介護保険制度の持続可能性の確保が大きな柱になっています。

《地域共生社会の実現に向けて》

平成29（2017）年に、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の改正とあわせて、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備を行うための社会福祉法の改正が行われました。地域共生社会とは、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野ごとの枠や、『支える側』『支えられる側』という従来の関係を超えて、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となりうるものです。

令和2（2020）年には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、令和3年4月に施行されます。この改正により、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市区町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備などの推進、医療・介護データ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等が行われます。

第2節 計画の位置付け等

1. 計画の策定目的

「宮田村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、高齢者の自立を支援し、高齢者が尊厳を持って、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けるため、村の高齢者保健福祉施策及び介護保険サービス体制整備における基本的な考え方や目標を定め、その実現に向けた施策を体系的に整理するとともに、取組の方向性を明らかにすることを目的としています。

また、成年後見制度利用促進法第14条第1項に規定する成年後見制度の利用促進に関する市町村計画を内包します。

2. 計画の位置付け

老人保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定¹に基づく法定計画であ

り、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定²に基づく法定計画です。宮田村ではこれらを一体的に策定しています。

宮田村政の基本指針である「宮田村第6次総合計画」では、将来像「豊かな人文・住みよい宮田村」を実現するために8つの柱を掲げ、誰もが住んでみたい、住んで良かったと思えるむらづくりを推進するため、将来像の実現のための施策を展開します。

本計画は、その実現に向けた高齢者福祉施策の個別計画として、他の計画との整合性を保ちながら策定します。

また本計画は、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図る「宮田村成年後見制度利用促進基本計画」を内包するものとして策定します。さらに、高齢化に伴う認知症の人の一層の増加への取組を今後の重要な課題と捉え、国の「認知症施策推進大綱」の理念に沿って、本計画を通じて、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる社会の実現を目指していきます。

3. 計画の期間

第8期計画は、令和3（2021）～令和5（2023）年度の3年間を計画期間とします。また、令和7（2025）年までの中期的な視野に立った施策の展開を図ります。

4. 計画策定に向けた取り組み及び体制

①高齢社会等懇話会の開催

本計画の策定にあたり保健医療関係者、福祉関係者、被保険者の代表、公募による村民代表者等からの意見を反映するために、「宮田村高齢社会等懇話会」を設置・開催し、国・県が基本方針に基づき村で作成した計画（案）の審議・検討を行い、本計画を策定しました。

②高齢者意見の反映

計画の策定にあたっては、地域に居住する高齢者の実態・課題等を把握するために、県と連携して「要介護（要支援）認定者実態調査」及び「元気高齢者実態調査」を実施しました。（後述）

③パブリックコメントの実施

計画素案に対して、村民から幅広い意見を反映させるためにパブリックコメントを実施しました。